

小牧岩倉エコルセンター自転車リユース事業試行要綱

〔 2 小岩衛総第 6 9 号
令和 2 年 7 月 8 日 〕

(目的)

第 1 条 この要綱は、循環型社会の形成を推進し資源の有効活用を図るとともに、市民に対して「資源（物）の大切さ」や「ごみの発生抑制」について啓発することを目的として、小牧岩倉衛生組合（以下「組合」という。）が小牧岩倉エコルセンター自転車リユース事業（以下「自転車リユース事業」という。）を試行することについて必要な事項を定める。

(対象自転車)

第 2 条 自転車リユース事業においてリユースの対象とする自転車は、小牧岩倉エコルセンターに持ち込まれた粗大ごみで、リユースが可能であると組合が判断し、排出者から同意が得られた自転車とする。同意が得られない場合は、組合において適正に処分する。

2 組合は、リユースの対象としようとする自転車について、愛知県警察に車体番号及び防犯登録番号の照会を行い盗難品でないことを確認するとともに、愛知県自転車防犯登録協会に防犯登録の抹消手続きを行わなければならない。

(再生予定自転車の売払い)

第 3 条 前条においてリユースの対象となる自転車（以下「再生予定自転車」という。）は、次条に定める者又はその団体に対して売払うものとする。

2 売払い単価は、組合が別途契約する金属等売払い契約単価の額を基礎として組合が定めるものとする。

(自転車リユース事業取扱者の登録)

第 4 条 再生予定自転車を買受けようとする者は、次項の規定により小牧岩倉エコルセンター自転車リユース事業取扱者の登録（以下「登録」という。）の申出をしなければならない。

2 登録を申出しようとする者は、組合に、小牧岩倉エコルセンター自転車リユース事業取扱者登録申請書（様式第 1）により申請しなければならない。

3 組合は、前項の規定に基づく申請があったときは、内容を審査し、登

録の適否を決定する。この場合、登録は、次の各号の資格等を有する者について実施するものとする。

(1) 小牧市又は岩倉市内に店舗を設けていること。

(2) 自転車安全整備士の資格を持った従業員がいること。

(3) 自転車技士又は自転車組立整備士の資格を持った従業員がいること。

(4) 自転車安全整備店の登録(T Sマーク取扱資格)がされていること。

(5) 古物商(自転車類区分)の許可を得ていること。

(6) 愛知県自転車防犯登録協会の組合員資格(防犯登録の登録手続きのため)を有すること。

4 前項の規定に基づき登録を適当と認めるときは、当該申請者に小牧岩倉エコルセンター自転車リユース事業取扱者登録証(様式第2)(以下「登録証」という。)を交付する。

5 第1項の登録に係る有効期間は、1年とする。ただし、年度途中で新規の登録を受けた者の有効期間の終期は、登録を受けた日の属する年度の末日とする。

6 前項の有効期間の満了後引き続き登録を継続しようとする者は、更新の申請をしなければならない。

7 登録に係る有効期間中に登録の内容に変更があった場合は、登録内容の変更の申請をしなければならない。

8 第2項の規定は、前2項の申請について準用する。

(再生予定自転車の売払い方法)

第5条 再生予定自転車の売払いは、組合が指定する再生予定自転車保管場所において、自転車リユース事業取扱者の申込みにより相手方を決定する。

2 前項において、再生予定自転車1台につき複数の自転車リユース事業取扱者の申込みがある場合は、くじ引きにより相手方を決定するものとする。

3 組合は、再生予定自転車の売払いを決定したときは、再生予定自転車引渡通知書(様式第3)を相手方に交付し、当該自転車を引き渡す。この場合において、再生予定自転車の売払いを受けるものは、売払い代金を納付書又は現金にて納付するとともに、再生予定自転車受領書(様式第4)を提出しなければならない。

(自転車の整備及び販売)

第6条 再生予定自転車の売払いを受けた者は、自らの責任において、当該自転車の点検及び整備を行い、点検整備済標章（TSマーク）を貼付しなければならない。

2 再生予定自転車の売払いを受けた者は、前項の点検及び整備を行った自転車（以下「再生自転車」という。）を販売することができる。

（遵守事項）

第7条 再生予定自転車の売払いを受けようとする者は、この要綱に定めがあるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 再生自転車の防犯登録を行うこと。

(2) その他組合が特に必要と認めて別に指示する事項

（帳票の整備）

第8条 第6条第2項の規定により再生自転車を販売しようとする者は、古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく帳簿その他会計帳簿等必要な帳票を整備しなければならない。

2 組合は、必要があると認めるときは、前項の帳票を閲覧し、又はその提出を求めることができる。

（登録の取り消し）

第9条 組合は、登録を受けた者が次の各号に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により第4条に規定する登録を受けたとき。

(3) 登録者から取り消しの申し出があったとき。

(4) 登録に必要な要件を欠いたとき。

(5) その他組合が登録者として不相当と判断したとき。

2 組合は、前項の規定により登録の取り消しを行う場合は、速やかにその理由を示して、取り消した旨を登録者に通知する。

3 第1項の規定により、登録を取り消された者は、直ちに登録証を返還しなければならない。

（指導及び助言）

第10条 組合は、この事務を円滑に実施するため、必要と認めるときは、登録を受けた者に対し、指導及び助言を行うことができる。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施のため必要な事

項は、組合が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 8 日から施行する。

様式第 1 (第 4 条関係)

小牧岩倉エコルセンター 自転車リユース事業取扱者 登録申請書	申請区分			申請日	
	新 規	更 新	変 更	年 月 日	
<p>(宛先) 小牧岩倉衛生組合管理者</p> <p>申請者 住 所</p> <p>氏 名 ⑩ (電話番号)</p> <p>店 舗 所在地</p> <p>名 称 (電話番号)</p> <p>小牧岩倉エコルセンター自転車リユース事業試行要綱第 4 条の規定により小牧岩倉エコルセンター自転車リユース事業取扱者の登録を申請します。</p>					
自転車安全 整備士	住 所				
	氏 名				
	整備士番号		取 得	年 月 日	
自転車技士 又は自転車 組立整備士	住 所				
	氏 名				
	登録番号		取 得	年 月 日	
自転車安全整備店登録番号					
古物商の許可番号					
愛知県自転車防犯登録協会への加入			<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入		
自転車安全整備士、自転車技士(又は自転車組立整備士)、自転車安全整備店、古物商の資格を証する書類			申請書添付書類のとおり		
<p>(注) 1 新規・更新・変更については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の登録番号及び登録証交付年月日を記載して下さい。</p> <p>2 愛知県自転車防犯登録協会への加入欄には、該当するものにレ点を記載して下さい。</p>					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第2（第4条関係）

	第	号
	交付	年 月 日

小牧岩倉エコルセンター自転車リユース事業取扱者登録証

申請者 住 所
氏 名 (電話番号)

店 舗 所在地
名 称 (電話番号)

上記の者は、小牧岩倉エコルセンター自転車リユース事業を取り扱う者であることを証明します。

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

小牧岩倉衛生組合管理者 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第3（第5条関係）

<p>再生予定自転車引渡通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">小牧岩倉衛生組合管理者 印</p> <p>再生予定自転車を下記のとおり引き渡します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>				
自転車 の 整理番号	1		6	
	2		7	
	3		8	
	4		9	
	5		10	
計				台
備考				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 4 (第 5 条関係)

<p>再生予定自転車受領書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 小牧岩倉衛生組合管理者</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p>再生予定自転車を買受けにより下記のとおり受領しました。</p> <p style="text-align: center;">記</p>				
自転車 の 整理番号	1		6	
	2		7	
	3		8	
	4		9	
	5		10	
計				台
備考				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。